

地域公共交通計画認定申請について

1 地域公共交通確保維持改善事業

国土交通省による、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性向上等の取組を補助する制度。

2 地域間幹線系統補助

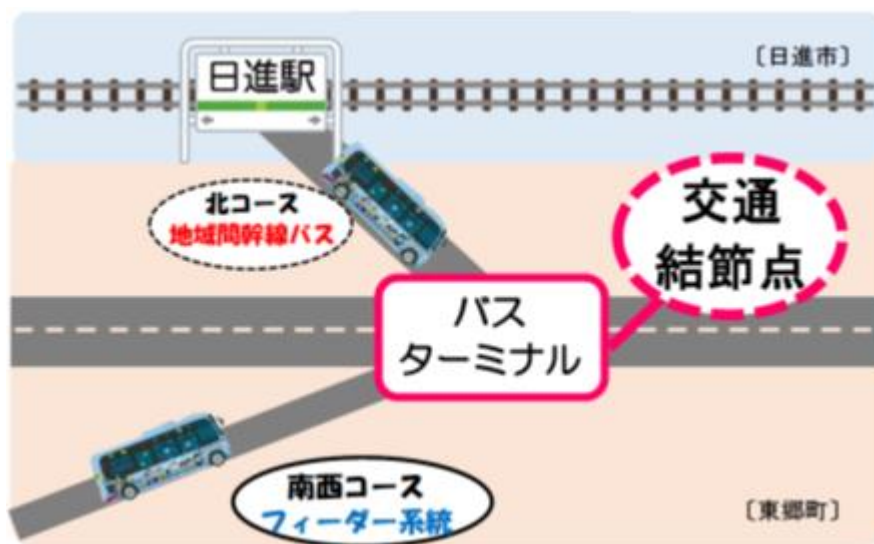
地域間交通ネットワーク（※1）を形成する地域間幹線系統の運行を補助。

- ※1 地域間幹線バス系統、鉄道路線をいう。なお、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの等に該当するものをいう（東郷町ではじゅんかい君北コース及び名鉄バス星ヶ丘・豊田線（御岳経由）が該当）。

3 地域内フィーダー系統補助

幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内フィーダー系統（※2）の運行を補助

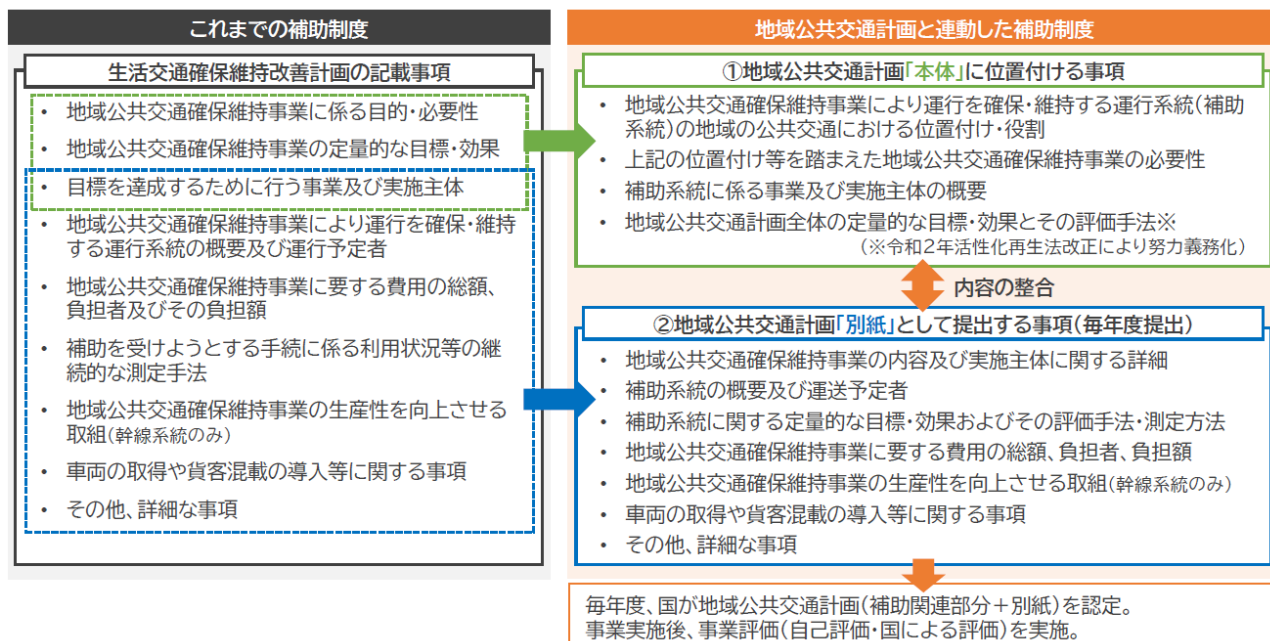
- ※2 バスの停留所、鉄道駅において、地域間交通ネットワークとの乗り継ぎに対して円滑に接続している系統等に該当するものをいう。（東郷町ではじゅんかい君南西コースが該当）。



4 地域公共交通計画と補助制度の連動化

令和2年の法改正と合わせる形で地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化がなされた。従前の「生活交通確保維持改善計画」に位置付けられていた補助に関する事項を地域公共交通計画「本体」及び「別紙」に記載し、法定協議会における協議手続きが必要となる。

令和7年事業年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）以降、補助対象系統等を位置付けた地域公共交通計画がない場合、補助対象外となる。



出典：国土交通省資料